会議結果報告書

令和７年１月２９日

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 令和６年度志木市国民健康保険運営協議会（第４回） |
| 開催日時 | 令和７年１月２９日（水）　１３時３０分～１４時４５分 |
| 開催場所 | 志木市役所　大会議室３－３ |
| 出席委員 | 中村 勝義会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員、羽賀　佳和委員、蓼沼　寛委員、鎌田　昌和委員、鳥飼　香津子委員、伊藤　敦史委員、浦部　英和委員、鶴見　俊文委員、三枝　寛委員（計　１１人）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 欠席委員 | 宮原　優委員、細沼 明男委員、木村　初子委員　　　　　　　　　　　　　　（計　３人） 　 |
| 説明員 | （保険年金課）渋谷課長（健康政策課）清水課長　（計　２人） |
| 議題 | 議　題(１)志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(２)令和７年度志木市国民健康保険特別会計予算(案)について(３)令和６年度志木市国民健康保険特別会計予算(第4号)(案)について(４)今後のスケジュールについて(５)その他 |
| 結果 | 議題（１）～（５）について説明。 （傍聴者　１名） |
| 事務局 | （子ども・健康部）　近藤子ども・健康部長保険年金課 ：渋谷課長、柏木副課長、海藤主任　健康政策課 ：山田主幹、髙橋主幹、本間主査、菅谷主査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（計８人） |
| 審議内容の記録（審議経過、結論等） |
| １　開　会２　議　題(1) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について＜説明＞議題１について説明する。新任委員もいらっしゃるので、本題に入る前にこれまでの経緯について簡単に説明する。まず参考資料１として配布した諮問書の写しをご覧いただきたい。なお、諮問書については今年度のこれまでの会議でいただいた意見と、また前回やむを得ず欠席された委員からいただいた意見も踏まえ、最終的に会長と調整後事務局でまとめさせていただいた。１枚目の中程に記載があるが、埼玉県の国保運営方針には、令和９年度に県内税率の準統一との記載がある。これはどういうことかというと、国では最終的に都道府県内における税率の完全統一を目指しているが、その前段階として、各市町村の被保険者の所得水準や収納率を元に県が市町村ごとの標準税率を示し、各市町村は実際の税率を標準税率に合わせることとしている。これを埼玉県では準統一と呼んでいる。また、準統一の前提条件として、各市町村が行っている一般会計からの法定外繰入の解消が求められている。次のページの中程にも記載したが、志木市の現状は、令和５年度決算でおよそ５億３千万円を一般会計から繰り入れており、令和６年度に税率の見直しを行ってもなお、４億５千万円を一般会計から繰り入れる状態となっており、さらなる税率の見直しが必要な状況であった。その結果、次ページにあるように、本会にて見直し自体はやむを得ないとのご判断をいただいたが、予算の編成過程で精査した最終的な税率などについての案を提示する。１２月開催時の資料とは若干相違が生じている。資料１の一番上にあるが、最終的な税率案はご覧のとおりである。令和９年度の税率準統一に向けて、医療分の資産割と世帯別平等割は廃止する。なお、前回資料では法定外繰入を２億５千万としていたが、滞納繰越の収入見込額を見直すなど、他の財源についても改めて精査した結果、次の議題でも触れるが最終的には法定外繰入金は約２億２千万円となる見込みである。その下に代表的なケースごとの影響額を記載した。また、所得階層別、世帯人数別の早見表は資料３にまとめたので、ご確認いただきたい。資料２は、今回の改定によりどの程度税収増が見込めるのかを試算した表である。なお、予定収納率はこれまで９４％で試算していたが、精査した結果９３．５％と下方修正を行った。被保険者数の減少傾向は続くものの、右下の欄にもあるが、今回の改定により、約１億円程度の増収を見込んだところである。なお、均等割を増やす改定を行ったが、低所得者は均等割について軽減措置があり、軽減した分は国や県の財源も入って、法定の繰入措置があることからこれで財源を補うこととなる。資料４については、これらの内容を条文化したものを新旧対照表として落とし込んだものである。ご確認いただきたい。説明は以上である。＜質疑応答＞会　長）説明いただいたとおり、令和７年度国民健康保険税率の適用に向けて現在動き出しているところである。令和７年度国民健康保険税については、議会を通過すれば、認めていただけるということである。ただし、これを用いて保険税収入を確保しても、なおかつ一般会計から補填しないと、国民健康保険の歳入歳出が合わない状態である。これは本来、自身の保険料を支払っている人が、その人の支払う市税を間接的に国保歳入に補填しているので、二重に保険料を支払うということが起きている。それが起きないように、今後も税率改定を行い、一般会計からの法定外繰入をゼロにすることが求められている。みなさんにご協力をいただきながら行っていきたい。前々回に国民健康保険の制度説明をしたと思うが、それは予定されているのか？説明員）委員が変わられたので主に新しく委員になられた方を対象に、５月頃、財政制度について研修会を行う予定である。会　長）今日全てをご理解いただくのは難しいとしても。研修会の中で基礎的なことを一緒に勉強していただければと思う。先々の税率改正の話をする上で、基礎が分からないと混乱することがあるので。ぜひこういったことを機会に勉強していただければと思う。委　員）一般会計からの繰入金をゼロにするのは何年度からか？説明員）今埼玉県で想定しているのは令和９年度からである。県が市町村ごとに、税率を決めてそれに合わせることになる。裏をかえすと令和９年度から、一般会計からの繰入金がなくても十分賄える税率とする。８年度決算の段階で一般会計からの繰入金をゼロにするということである。委　員）以前に比べると法定外繰入金がかなり減少したと思う。以前は３～４億円繰り入れしてきたのに、それが現在２億２０００万である。しかし、あと２年の間に繰り入れをゼロにする、といってもあまり時間がない。今までの経緯を示すと、賦課限度額の金額を上げることを１年遅れで行うことが多かった。ただ、初めて就任した９年前には、急に上げたら大変だからと、少しずつ変えていこうということだった。そういうことをやめて、国が（賦課限度額の）上限を通知したらすぐに変えるということをしてきた。しかし、それをやっても、まだ２億２０００万の繰り入れが必要な状況である。子ども・子育て支援金というのがプラスされたら、また増額になるか？説明員）以前から継続の委員には、子ども・子育て支援納付金分が上乗せされる旨をお話しさせていただいた。ただ、志木市の国民健康保険としての納付金の規模感については、現時点では不明である。よく一人２５０円とか言われてはいるが、ただ言えるのは、既存の医療分、後期分、介護分の一部を振り替えてどうにかなるというものではないと考えている。委　員）例えば、法定外繰入金を１億円切るということを目指して。思い切って繰入金ゼロを目指していかないといけない。厳しいことだと思うが、苦しいながらも繰り入れ金を減らす方向性でやっていかなければいけないと思う。よろしくお願いしたい。説明員）ありがとうございます。法定外繰り入れをゼロにすることになるが、逆に法定内の繰り入れについては増える。７割・５割・２割軽減をした人の保険税を補填するのは法定内繰り入れとなる。低所得の方の保険税を補填することについては法定繰入として、県からも支出される金額である。令和７年度に均等割を増やす予定なので。法定内の繰り入れに振り替えたということになる。それにより、被保険者の負担が軽減されるということはご理解いただきたい。単なる財源不足により一般会計から支出するもののみでないことをご理解いただきたい。相当数を振り替えたということになる。(2)令和７年度志木市国民健康保険特別会計予算（案）について＜説明＞　議題２について説明する。こちらも議題１同様、新任委員もいらっしゃるので本題に入る前に、まず参考資料２の「市町村にける国保特会のイメージ」をご覧いただきたい。昔は、医療費に充てるために国民健康保険税を集めるといった単純な仕組みであったが、平成３０年度以降は、市町村が支払う給付費は県が原則全額を交付金として財源の手当てをする代わりに、給付費の原資の一部として、国や県、社会保障診療報酬支払基金などの負担分を除いた残りの部分について市町村から納付金を集め、市町村は県への納付金を確保するために国民健康保険税を集める、といった仕組みに変わった。参考資料３は給付費の仕組みを図式化したものであり、こちらをご覧いただいた方がイメージしやすいかと思う。資料２に戻るが、この仕組みを踏まえ、国民健康保険特別会計は、①②③のグループ内で収支を完結させるのが原則である。①の保険給付費は、原則同額が県から交付されるため、市町村の医療費の上がり下がりは、直接国保税に影響を及ぼすものではない。③の事務費も本来市町村が行うべき事務であるため、国民健康保険税は使わずに、原則全額を一般会計から繰り入れる。そのため、ざっくり申し上げると結局は②の、県に納める事業費納付金と保健事業の多寡が国民健康保険税に大きな影響を及ぼすとお考えいただきたい。また、納付金については、医療費に直接充てるもののほか、後期高齢者医療や介護保険への拠出金もある。　これを踏まえて資料５で説明する。　　まず歳出をご覧いただきたい。３款の納付金については、被保険者数の減少によりおよそ５８００万円の減となっているが、１人当たりの単価自体は増加している。そのため、国保税の見直しをしないと必要な納付金をまかなうことができない、とお考えいただければと思う。また、４款の保健事業費の増加が目立つが、これは国保被保険者を対象とするがん検診について、県からの交付金の対象とするため、これまで全額を一般会計で予算措置をしていたものを一部国民健康保険特別会計へ移したことによるものであり、がん検診の事業全体の規模としては特に変動はない。また、給付費は実績を考慮し、約５％増のおよそ４１億７千万円と見込んだ。　　次に歳入になる。議題１でも説明したが、国民健康保険税率の見直しなどにより前年度当初予算比でいうと１億８千万円の増となった。なお、先程資料２の説明の際には１億円程度の増収見込みと申し上げたが、これは今年度の実際の収納見込額が当初予算額よりも上振れする見込みであるためである。また、県からの交付金は、給付費と連動する普通交付金と、保健事業や各保険者の取組に応じて交付される特別交付金の２種類がある。そして、一般会計からの繰入については、備考欄の一番右に記載した「その他繰入」とあるのが、いわゆる財源不足を補うための法定外繰入となる。議題１でも申し上げたが、約２億２千万円となる見込みである。これを遅くとも令和９年度当初予算の段階ではゼロとしなければならないというのが現状である。　　この結果、予算の総額としては、前年度比３．４％増の６４億２８０２万１千円としたところである。説明は以上である。＜質疑応答＞　（特段の質疑なし）会　長）法定外繰り入れを早く、減らしていくということ。令和９年度までに減らせるかどうかということである。(3)令和６年度志木市国民健康保険特別会計予算（第４号）（案）について議題３について説明する。資料６で説明する。　　今回の補正については、県へ返還すべき償還金が発生したことに伴う歳出の増額補正と、低所得者の保険税軽減額などが確定したことに伴い、一般会計からの法定繰入額などを増やす歳入の増額補正が主であり、予算総額を６８億２６３２万円とするものである。なお、償還金については本来、国民健康保険財政調整基金を財源とすべきであるが、現在基金残高が少ないため、やむを得ずその他繰入の増額で対応せざるを得ない状況である。説明は以上である。＜質疑応答＞　（特段の質疑なし）(4)今後のスケジュールについて議題４について説明する。　　今後のスケジュールである。しばらく間が空くが、５月に主に財政の仕組みを中心とした研修会を行う予定である。主に新任委員向けを想定しているが、他の委員も参加いただければありがたい。改めてご案内する。　　その後は、昨年度と同様のスケジュールを組ませていただいた。議題２でも説明したが、税率の検討における重要な要素である、翌年度の納付金見込額が県から通知されるタイミングが前後した場合には、予定された会議の中止や会議日程の変更も有りうるが、基本的にはこのスケジュールで行きたいと考えている。(5)その他２月１日土曜日に、「ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診について」という講演会がある。また、３月２３日に「第９回志木いろはウォークフェスタ 第9回ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会」を行う。ご参加いただければと思う。３　閉会 |